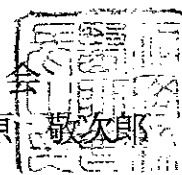


福岡医発第488号(保)

平成15年 6月 4日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 関 原 敬次郎

「指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は  
言語聴覚士に係る人員配置基準及び介護報酬上の取扱いについて」  
通知の送付について

標記通知が、別紙のとおり日本医師会より送付してまいりましたので、会員各位へ  
周知方よろしくお願いいたします。

なお、通知の内容は下記のとおりであります。

## 記

1. 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に  
係る人員配置基準上の取扱い

基準省令第111条第1項第2号の規定により、指定通所リハビリテーションの  
単位ごとに、その提供を行なう時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーショ  
ンの提供にあたる従事者が2名以上確保され、このうち理学療法士、作業療法士又  
は言語聴覚士が常勤換算で0.2人以上確保されていることを要するものであるこ  
と。

なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、指定通所リハビリテ  
ーションの基本方針(基準省令第110条)に照らし、原則として、通所リハビリ  
テーションの単位ごと、かつ営業日ごとに適切に配置することが望ましいものであ  
ること。

2. 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る介護報酬上の取扱い

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で0.2人以上勤務していない週に提供された指定通所リハビリテーションについては、当該単位について当該週を通じて所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定すること。

事務連絡 F(介 9)  
平成 15 年 6 月 2 日

都道府県医師会  
事務局長 殿

日本医師会 介護保険課

「指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士  
又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて」  
通知の送付について

平素より介護保険制度にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、厚生労働省より平成 15 年 5 月 30 日付（老振発  
第 0530001 号、老老発第 0530001 号）にて発出されたところでありますが、  
本会におきましても当該通知を入手致しましたので、急ぎ FAX にて送信させ  
ていただきます。

つきましては貴会会員への周知方、宜しくお願い申し上げます。

なお、正式通知に関しましては「介護報酬に係る Q&A について」等と併せ、  
追って郵送にてお送り申し上げます。

<添付資料>

- ・「指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は  
言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて」

（平成 15 年 5 月 30 日 老振発第 0530001 号、老老発第 0530001 号）



老振発第 0530001 号

老老発第 0530001 号

平成15年5月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

老人保健課長

指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は  
言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて

標記については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に  
関する基準」（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）  
及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成1  
2年厚生省告示第19号）により定めているところであるが、その取扱い  
については下記のとおりとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、  
関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないように  
されたい。

#### 記

- 1 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言  
語聴覚士に係る人員基準上の取扱い

基準省令第111条第1項第2号の規定により、指定通所リハビリテ

ーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供にあたる従事者が2人以上確保され、このうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で0.2人以上確保されていることを要するものであること。

なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、指定通所リハビリテーションの基本方針（基準省令第110条）に照らし、原則として、通所リハビリテーションの単位ごと、かつ営業日ごとに適切に配置することが望ましいものであること。

## 2 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る介護報酬上の取扱い

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で0.2人以上勤務していない週に提供された指定通所リハビリテーションについては、当該単位について当該週を通じて所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定するものであること。